

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年5月26日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第30号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言い渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>懲役、禁錮</u>若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言い渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合</p> <p>(2) (略)</p>

(飯塚市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第2条 飯塚市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(平成18年飯塚市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

様式第4号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)

処 分 説 明 書

(文書番号)	
1 処分者	
役 職	氏 名
2 被処分者	
離職時の所属部課	氏 名(ふりがな)
離職時の役職	離職時の級及び号俸
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分命令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当(期末手当・期末手当及び勤勉手当)
刑事事件との関係	
起 訴 日 年 月 日	逮 捕 日 年 月 日
(処分の理由)	
(思料される犯罪に係る罰条:)	
(教示)	
1 この処分についての審査請求及び処分の取消しの訴え	
(1) この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、公平委員会に対して、することができます。	
(2) この処分についての処分の取消しの訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により、審査請求に対する公平委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、公平委員会の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。	
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても公平委員会の裁決がないとき。	
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する公平委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内、飯塚市を被告として(新松において飯塚市を代表する者は飯塚市長となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、公平委員会の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。	
2 飯塚市職員の給与に関する条例第28条第4項(同条例第29条第5項及び第30条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、市長に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。	
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当及び勤勉手当が支給されます。	
① この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し懲罰以上の刑に処せられなかった場合	
② この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合	
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)	
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合	

様式第4号(第10条関係)

様式第4号(第10条関係)

処 分 説 明 書

(文書番号)	
1 処分者	
役 職	氏 名
2 被処分者	
離職時の所属部課	氏 名(ふりがな)
離職時の役職	離職時の級及び号俸
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分命令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当(期末手当・期末手当及び勤勉手当)
刑事事件との関係	
起 訴 日 年 月 日	逮 捕 日 年 月 日
(処分の理由)	
(思料される犯罪に係る罰条:)	
(教示)	
1 この処分についての審査請求及び処分の取消しの訴え	
(1) この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、公平委員会に対して、することができます。	
(2) この処分についての処分の取消しの訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により、審査請求に対する公平委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、公平委員会の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。	
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても公平委員会の裁決がないとき。	
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する公平委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内、飯塚市を被告として(新松において飯塚市を代表する者は飯塚市長となります。)、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、公平委員会の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。	
2 飯塚市職員の給与に関する条例第28条第4項(同条例第29条第5項及び第30条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、市長に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。	
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当及び勤勉手当が支給されます。	
① この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し懲罰以上の刑に処せられなかった場合	
② この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合	
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合(ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。)	
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合	

(飯塚市生活困窮者住居確保給付金支給事務取扱細則の一部改正)

第3条 飯塚市生活困窮者住居確保給付金支給事務取扱細則(平成29年飯塚市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の中止)</p> <p>第7条 市長は、受給者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める月から、当該受給者に対する住居確保給付金の支給を中止する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 支給決定後、受給者が<u>拘禁刑</u>以上の刑に処された場合 当該刑に処された日の属する月</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(支給の中止)</p> <p>第7条 市長は、受給者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、当該各号に定める月から、当該受給者に対する住居確保給付金の支給を中止する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 支給決定後、受給者が<u>禁錮</u>以上の刑に処された場合 当該刑に処された日の属する月</p> <p>(8)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(飯塚市地方卸売市場条例施行規則の一部改正)

第4条 飯塚市地方卸売市場条例施行規則(平成18年飯塚市規則第175号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(せり参加補助人の承認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(せり参加補助人の承認)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 市長は、前項の承認申請書の提出があった場合において、その申請に係るせり参加補助人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項に規定する承認申請書及び添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、これを承認しないものとする。

(1) (略)

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3)～(5) (略)

4 (略)

3 市長は、前項の承認申請書の提出があった場合において、その申請に係るせり参加補助人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同項に規定する承認申請書及び添付書類に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、これを承認しないものとする。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者

(3)～(5) (略)

4 (略)

(飯塚市モーテル類似施設建築規制条例施行規則の一部改正)

第5条 飯塚市モーテル類似施設建築規制条例施行規則(平成18年飯塚市規則第198号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前

様式第4号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

	第	号
	年	月
		日
様		
飯塚市長		印
モーテル類似施設建築(用途変更)中止命令書		
<p>現在、次の所在地に建築(用途変更)中の建築物は、飯塚市モーテル類似施設建築規制条例第2条に規定するモーテル類似施設に該当し、建築(用途変更)してはならないことになっておりますので、同条例第7条の規定に基づき、建築(用途変更)の中止を命じます。</p> <p>なお、この中止命令に違反したときは、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処することになっております。</p>		
旅館等	名 称	
	所 在 地	飯塚市

様式第4号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

	第	号
	年	月
		日
様		
飯塚市長		印
モーテル類似施設建築(用途変更)中止命令書		
<p>現在、次の所在地に建築(用途変更)中の建築物は、飯塚市モーテル類似施設建築規制条例第2条に規定するモーテル類似施設に該当し、建築(用途変更)してはならないことになっておりますので、同条例第7条の規定に基づき、建築(用途変更)の中止を命じます。</p> <p>なお、この中止命令に違反したときは、6月以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処することになっております。</p>		
旅館等	名 称	
	所 在 地	飯塚市

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期の刑法等の一部を改

正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮(以下この項において「禁錮」という。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期の禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧刑法第16条に規定する拘留に処せられた者とみなす。